

1枚目/2枚目

我孫子市教育委員会より  
保護者のみなさまへ

令和4年12月

## 学校給食費保護者負担の軽減を継続・拡大します！

### 負担軽減① 食材料費物価高騰分補助額を12月分からさらに増額！

市では、給食用食材料費高騰のなか保護者負担を増やすことなく栄養価、食料構成を満たす給食を継続して実施するために令和4年6月から給食材料費補助として、小学校1食20円、中学校1食25円を学校へ補助してきました。しかしながら食材料費の高騰が続いているため、補助金額を12月から小学校1食40円、中学校1食48円に増額して今後も補助を継続します。

### 負担軽減② 第1子・第2子の給食費は月1,000円減額！

我孫子市立小中学校の給食を食べている第1子・第2子のお子さんの給食費について、1月分から毎月1,000円を市が学校へ支給します。申請は不要です。これにより保護者が支払う給食費が毎月1,000円減額されます。  
(国の補助制度等により、学校給食費の全額補助を受けている場合を除く。)  
1月以降の学校給食費の取り扱いについては、各学校からお知らせします。

小学校 3,500円/月  
中学校 4,300円/月  
に！



### 負担軽減③ 第3子以降の給食費は無償化&対象者拡大！

保護者による  
申請が必要

市では、平成30年度から市立小中学校及び県立特別支援学校に在学する第3子以降のお子さんの給食費無償化を実施してきましたが、1月から千葉県が第3子以降の学校給食費無償化を開始することに伴い、対象者の範囲を拡大します。(これまで同様、給食費等の滞納がないことを確認後、市から補助します。)

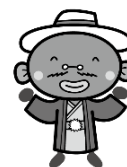
【無償化の対象者】①から③すべてを満たしている保護者

- ① 子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が我孫子市立小中学校で給食の提供を受けている。
- ③ 国や県及び市町村の補助制度等により、学校給食費の全額補助を受けていない。

\*負担軽減②③については来年度以降も継続し、負担軽減①は社会情勢により変更することもあります。

## 令和5年1月からの第3子以降の給食費無償化の補助を受けるためには保護者による申請が必要です！

詳細は別紙**手続きのご案内**をご覧ください。



申請〆切は  
令和5年1月31日  
です！